

平成 28 年度「新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の中間見直し及び ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の改定について

1 「新潟市一般廃棄物処理基本計画」の中間見直し

(1) 計画の位置づけ

- 廃棄物処理法第 6 条第 1 項の規定に基づき策定するもの。
- 「新潟市総合計画」、「新潟市環境基本計画」等と整合を図り、廃棄物行政における長期的・総合的な指針となるもの。
- 計画実施のための具体的事項は毎年度策定する「新潟市一般廃棄物処理実施計画」で定める。

(2) 計画の概要

①計画期間

- 平成 24 年度から平成 31 年度まで
- ただし、平成 28 年度までを短期計画期間とし、中間目標年度である平成 28 年度においては、短期計画期間の実施状況を踏まえ計画の見直しを行う。

②基本理念と数値目標

○基本理念

「市民・事業者・市の協働のもと、ともにつくる環境先進都市」

○基本理念に向けた数値目標

区 分	平成 22 年度 (最新実績)	平成 28 年度 (中間目標)	平成 31 年度 (最終目標)
① 家庭系ごみ量 ^{※1} (1人1日あたり ^{※2})	494g	484g (△10g)	474g (△20g)
② 事業系ごみ排出量 ^{※3}	84,393t	79,300t (△5,093 t)	74,500t (△9,893 t)
③ リサイクル率 ^{※4}	27.0%	29.8% (+2.8%)	30.9% (+3.9%)
④ 最終処分量	32,092t	22,500t (△30%)	21,800t (△32%)
(参考指標) 廃棄物分野の CO ₂ 排出量 ^{※5}	81,957t-CO ₂ /年	75,800t-CO ₂ /年 (△8%)	73,100t-CO ₂ /年 (△11%)

※1 家庭ごみ量：「可燃ごみ」「不燃ごみ」「粗大ごみ」「家庭系直接搬入量(有料分)」の合計

※2 1人1日あたり家庭系ごみ量について

本計画の策定段階において、従前まで家庭系の処理施設への直接搬入ごみを「事業系ごみ量」として集計してきましたが、新しい計画においては「家庭系ごみ量」に含んで集計するよう統計手法を見直しました。

※3 従前まで一斉清掃等における側溝汚泥「公共ごみ」及び事業所から出る「資源ごみ」を含んで集計してきましたが、新しい計画においては、これらを除いて集計するよう統計手法を見直しました。

※4 リサイクル率 = 資源化量 / 総排出量

※5 焼却処理による排出量 + 廃棄物処理施設での燃料等の使用による排出

③基本方針

○数値目標達成に向けた 4 つの基本方針

基本方針 1	家庭系ごみを減らす 3 R 運動の推進と三者協働
基本方針 2	事業系ごみの排出抑制と資源化の推進
基本方針 3	違反ごみ対策ときれいなまちづくりの推進
基本方針 4	収集・処理体制の整備

2 ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の改定について

(1) 処理手数料の経緯

① 平成 18 年度 政令市移行後のごみ減量施策のあり方について

新ごみ減量制度を開始するにあたり、合併市町村ごとに異なっていたごみ分別制度とともに、各処理施設への搬入手数料についても統一することとした。手数料額については合併市町村の手数料水準を踏まえ、新潟広域地区の焼却及び埋立処理原価相当額とした。

【平成 19 年 2 月 16 日 清掃審議会 答申書 (抜粋)】

持ち込み手数料は、新潟広域地区の焼却・埋立処理原価相当額で設定する。また、家庭系ごみの持ち込み手数料は、事業系の半額程度とし、下表のとおりとする。なお、手数料は 3 年を基本として見直しを行う。

直接搬入ごみ	
事業系	家庭系
130 円/10 kg	60 円/10 kg

② 平成 22 年度見直し

新潟広域に加え、合併地区も加えた直近のごみ処理原価（平成 21 年度決算ベース）を踏まえ、清掃審議会に手数料額を据え置きとする諮問を行い、これを妥当とする答申を受けた。

平成 18 年度 答申書	平成 22 年度見直し
新潟広域地区の焼却・埋立	全市の焼却・埋立

③ 平成 25 年度見直し

全市における直近のごみ処理原価（平成 24 年度決算ベース）を踏まえ、清掃審議会に手数料額を据え置きとする諮問を行い、現状維持とする答申を受けた。

(2) 平成 28 年度処理手数料の改定について

平成 19 年 2 月 16 日における「政令市移行後のごみ減量施策のあり方について」の答申書において、「手数料は 3 年を基本として見直しを行う」こととしており、前回の審議（平成 25 年）から 3 年が経過しているため、平成 28 年度に審議する。